

1 基礎的環境整備とは

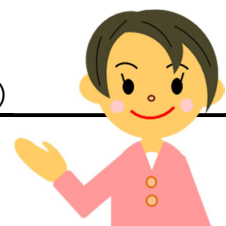
「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備のことです。インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害のある子どもだけではなく、多くの子どもにとっても有益なものになります。

全部で8項目あり，国，都道府県，市町村が財源を確保し役割分担をして実施します。

その際も、「合理的配慮」と同様に体制面，財政面を勘案し，均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

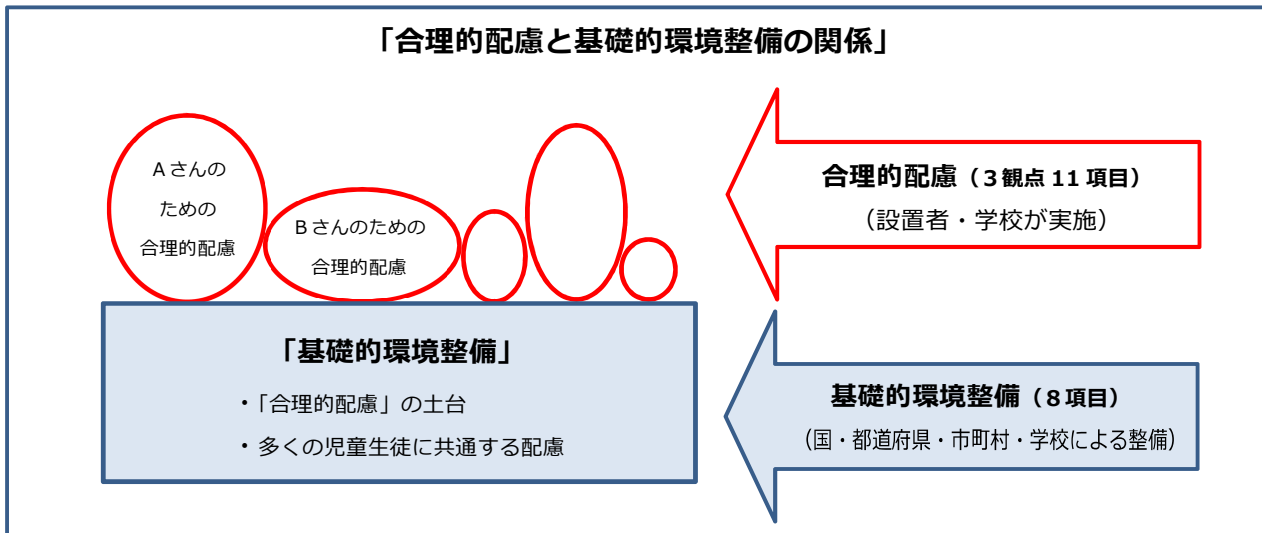


基礎的環境整備（8項目）		具体例
①	ネットワークの形成・連続性のある多様な学び場の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校のセンター的機能 ・通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった多様な学び場
②	専門性のある指導体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する校内委員会の設置 ・特別支援教育コーディネーターの指名 ・外部の専門家を活用した指導体制の整備
③	個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な教育的ニーズに応えるための系統的，組織的な支援
④	教材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・音声教材等の整備の充実 ・拡大教科書等の活用
⑤	施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設のバリアフリー化や，障害に適應した教育を実施する上で必要とする設備の整備
⑥	専門性のある教員，支援員等の人的配置	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の向上を図るための研修 ・特別支援教育支援員の配置
⑦	個に応じた指導や学び場の設定等による特別な指導	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な教育課程の編成等
⑧	交流及び共同学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地校学習 ・共に学ぶ教育推進モデル事業（宮城県特別支援教育将来構想）



2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。そのため、国、都道府県、市町村は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要があります。



◎ 同じような困難さでも、「基礎的環境整備」の状況により「合理的配慮」は異なります。

◎ 「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものです。

「読む」ことに困難なCさん

「読む」ことの困難さを改善・克服するために、通級指導教室で週2時間自立活動の学習をしている。

「聞く」ことに困難なDさん

通常の学級で、支援員による支援を受けながら学習している。

G中学校の「基礎的環境整備」

- ◇通級による指導等を整備している。(項目①)
- ◇校内支援体制が充実している。(項目②)
- ◇特別支援教育支援員を配置している。(項目⑥)
- ◆ICT機器等の環境の未整備。(項目⑤)

「聞く」ことに困難なFさん

タブレットPCの録音機能を活用して学習している。

「読む」ことに困難なEさん

デジタル教科書を活用して学習している。

H中学校の「基礎的環境整備」

- ◇デジタル化された教材を活用している。(項目④)
- ◇ICT機器等が充実している。(項目⑤)
- ◇ICT機器に詳しい教員がいる。(項目⑥)
- ◆通級による指導等の未整備。(項目①)

それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況は、県・市町村によって違いがあります。

知識編